

令和6年速度取締り指針 (三豊警察署)

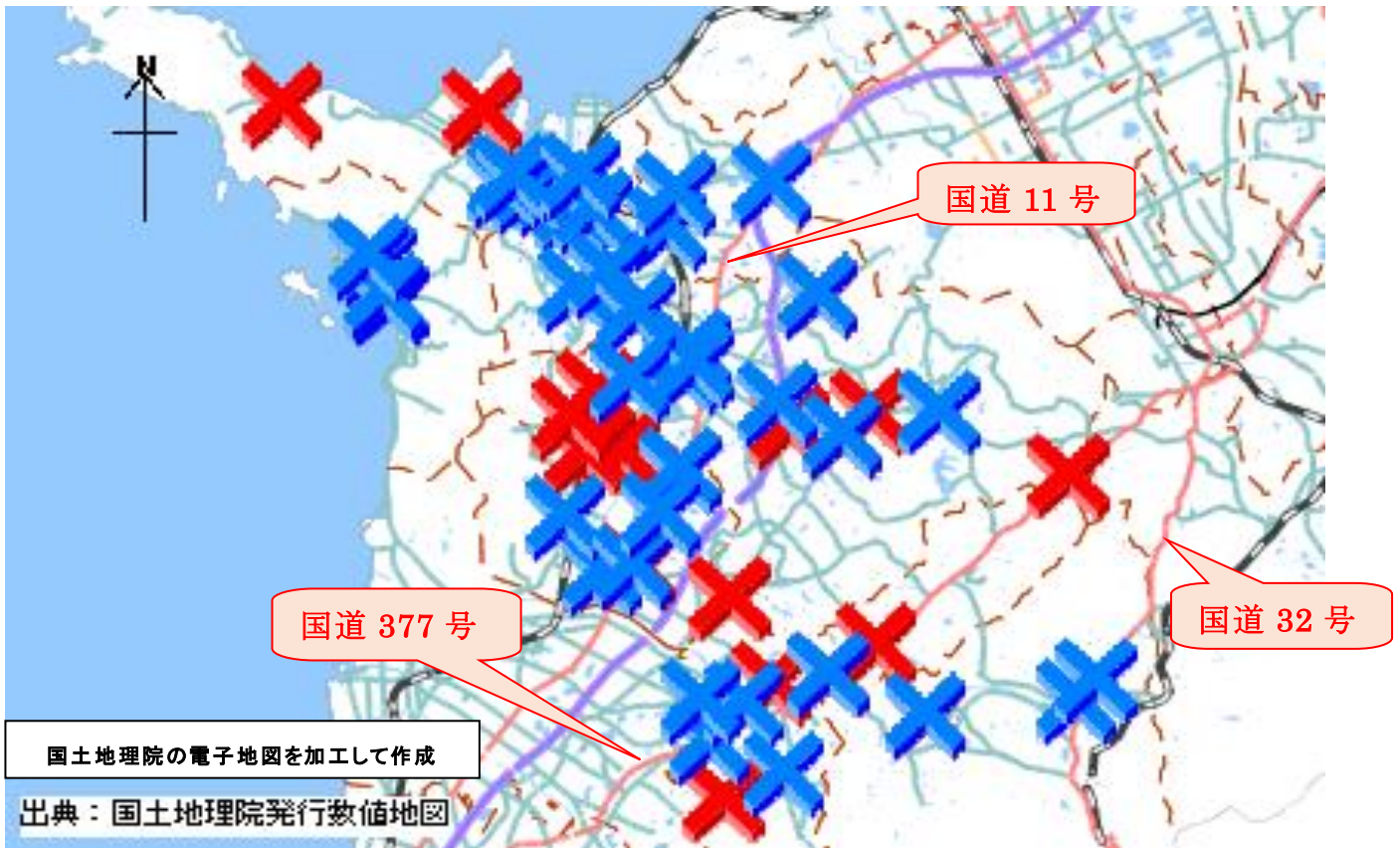
速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に通学路対策を含めた速度取締り活動を推進します。

重点路線	重点時間帯	区 間	規制速度
国道 11 号	6:00～20:00	三野町～豊中町	50 キロ (一部 40 キロ)
国道 32 号	6:00～20:00	財田町～県境	50 キロ (一部 40 キロ)
国道 377 号	6:00～20:00	高瀬町～山本町	50 キロ
主要地方道 観音寺池田線	6:00～20:00	財田町～山本町	50 キロ (一部 40 キロ)
主要地方道 丸亀詫間豊浜線	6:00～20:00	三野町～詫間町～仁尾町	法定 60 キロ (一部 40 キロ)
主要地方道詫間琴平線	6:00～23:00	詫間町～三野町～高瀬町	50 キロ
県道岡本高瀬線	6:00～20:00	高瀬町～豊中町	50 キロ (一部 40 キロ)
県道神田高瀬線	6:00～20:00	高瀬町～山本町	法定 60 キロ (一部 40 キロ)
三豊市道	6:00～20:00	詫間町詫間 3460 番地 1 ～詫間町詫間 739 番地	30 キロ (可搬式オービス 取締重点路線)
三豊市道	6:00～20:00	高瀬町比地中 1424 番地 7 ～高瀬町新名 737 番地	30 キロ (可搬式オービス 取締重点路線)

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがあります。

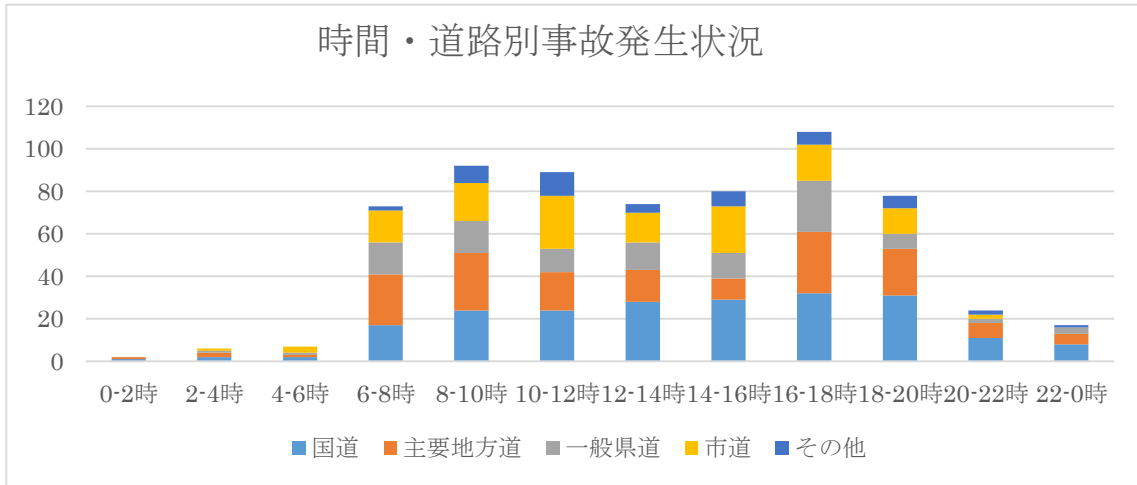
三豊警察署管内



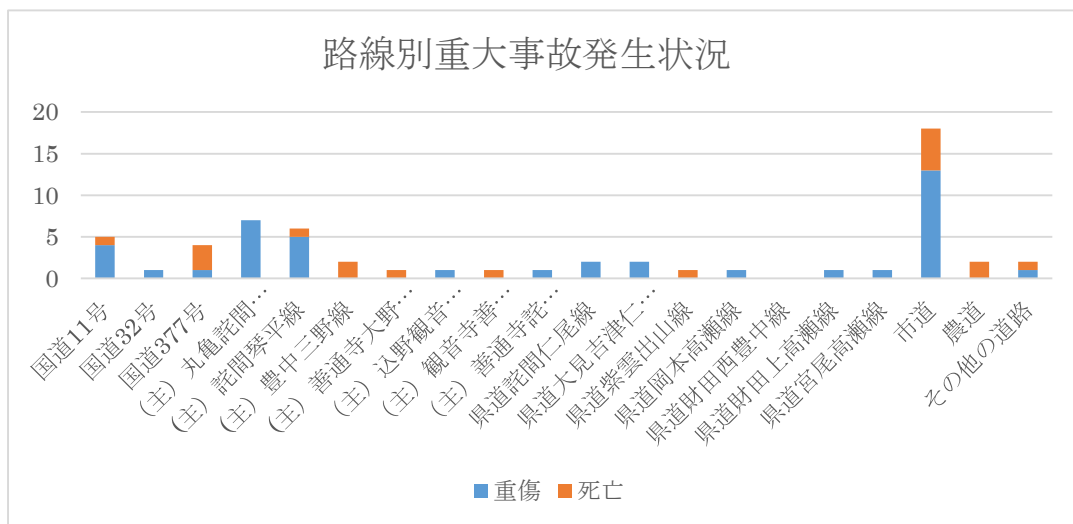
過去 5 年間 (H31～R5) × 死亡事故発生場所 × 重傷事故発生場

三豊警察署管内における交通事故実態

● 時間・道路別の交通事故発生状況（平成 31 年～令和 5 年の人身事故）



● 路線別の重大事故発生状況（平成 31 年～令和 5 年の重大事故）



- 管内では、6時から20時までの時間帯に人身事故が多発しています。特に8時から10時までの通勤通学時間帯と、16時から18時までの薄暮時間帯に多発しています。
- 人身事故の路線別割合は、国道11号等の国道が32.2%、主要地方道等の県道が40.8%であり、市道が19.8%と、幹線道路での人身事故が多発しています。
- 死亡・重傷事故（以下重大事故という）は、59件《死亡18件(19名)、重傷41件(42名)》発生しています。
- 重大事故が発生した路線は多い順に、市道18件、主要地方道丸亀詫間豊浜線7件、主要地方道詫間琴平線6件、国道11号5件となっていますが、交通死亡事故が発生した路線の多い順は、市道5件、国道377号3件、主要地方道豊中三野線2件となっています。
- 過去5年間に発生した重大事故59件のうち、車両相互35件であり、車両単独13件となりますが、交通死亡事故は18件の内11件が車両単独で、全体の61.1%を占めています。

令和 6 年交通取締り指針

令和 5 年中の交通取締りの効果

- パトカーや白バイなど機動力を生かした交差点での取締りを重点的に行うとともに、幹線道路を中心とした速度取締りを行いました。新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行に伴い、各種経済活動の活発化による道路交通への影響も大きく、人身事故の発生件数は前年比+7件と増加し、増加率は8.6%となりました。ただ死亡事故の件数は前年と同数でしたが、死者数は-1人の減少と、過去5年間で最少の死者数となりました。
- 悪質交通違反として、飲酒運転を12件(前年比+1件)、無免許運転を25件(前年比+17件)検挙しました。(交通事故認知を含みます)

交通取締りの要望

- JR高瀬駅周辺や県道大見吉津仁尾線、県道岡本高瀬線において、通学路を中心に速度取締りの要望があります。
- JR高瀬駅周辺や県道本山停車場線において、自転車に対する取締りの要望があります。
- 国道11号や国道32号道の駅たからだの里さいた付近における暴走族車両に対する取締りの要望があります。

交通取締りの重点

- 交差点、交差点付近における交通事故防止のため、交差点関連違反(横断歩行者妨害・一時不停止・信号無視等)の取締りを強化しています。
- 児童の交通事故防止のため、通学路における指定場所一時不停止や信号無視などの交差点の取締りを強化しています。
- 定置式速度取締りの実施が困難な路線(主要地方道丸亀詫間豊浜線(県道21号)、国道11号・国道377号)では、交通取締り用パトカーや白バイを最大限活用して姿を見せることで、運転者に緊張感を持たせる取締り活動を実施しています。

可搬式速度違反自動取締り装置による速度取締りの運用

通学路や生活道路での事故防止を図るため、重点路線を中心に可搬式速度違反自動取締装置(可搬式オービス)による速度取締りを、警察本部と合同で運用しています。実施場所については、交通事故の発生状況や地域住民からの要望等を参考にして、必要とされている場所に直ちに対応出来るよう、常に見直しを行いながら、交通事故抑止効果のある取締りを実施しています。